

役員 の 状 況 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

1 役 員

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）には、現在下表のとおり、理事長 1 人、理事 5 人、監事 2 人の役員が置かれています。

理事長及び監事は厚生労働大臣が任命し、理事は理事長が任命します。

理事長は、機構を代表し、業務を総理し、職員を任命します。理事は、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、監事は機構の業務を監査することとされています。

役 職 名	氏 名	前 職 歴
理事長（定数 1 人、任期：中期目標期間の末日まで）	大 西 洋 英	労働者健康安全機構 総括研究ディレクター
理 事（定数 5 人、任期：2 年）	久 知 良 俊 二	埼玉労働局長
	遠 藤 謙 司	労働者健康安全機構審議役
	磯 尾 直 之	帝京大学医学部附属溝口病院第 四内科准教授
	高 野 順 子	医薬品医療機器総合機構医薬品 安全対策第一部調査専門員
	和 田 訓	厚生労働省大臣官房参事官（サイ バーセキュリティ・情報シス テム管理担当）
監 事（定数 2 人、任期：令和 10 年度財務諸表承認日まで） (非常勤)	有 田 克 彦	東京海上日動火災保険（株）常務 執行役員
	黒 澤 久 美 子	黒澤久美子公認会計士事務所所長

2 役員 の 給 与 等

(1) 給 与

給与の種類	支 給 基 準 等
ア 本俸	次の月額により支給 本俸月額（単位：千円） 理事長 1, 0 2 6 理 事 8 3 7 監 事 7 1 7 (非常勤) 2 4 8
イ 特別調整手当	本俸×0. 1 6
ウ 通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号） 第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に準じて支給
エ 期末手当	[(本俸月額+特別調整手当月額) + (本俸月額×0.25) + {(本俸月額+特別調整月額) ×0.2}] ×支給割合
オ 勤勉手当	

(2) 退職手当

退職の日における本俸月額×0.125×0.837×在職期間（月数）×厚生労働省独立行政法人評価委員会が決定する業績勘案率(0.0 から 2.0 の範囲内)

※ 非常勤監事は退職手当の支給はない。